

確認申請に要する図書のチェックリスト（建築物）

☆詳細は、建築基準法施行細則で確認してください。

根拠条文等	内 容	備 考	チェック			
			該当	該当なし		
建築基準法施行規則 第1条の3（計画通知は第8条の2において準用）	第1項 第一号	別記第2号様式 申請書（正本及び副本） （計画通知の場合は別記42号様式）	正本に添える図書は設計者の記名押印。申請者の押印を確認。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	イ	第1項表1	(い) 付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図	※2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			(ろ) 二面以上の立面図、二面以上の断面図、地盤面積	※2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			(は) 基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図	※1 ※2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ロ (1)	第1項表2	(ろ) に掲げる図書及び明示すべき事項	各項に該当するもの ※2 ※3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		第1項表5	一定の場合に省略される計算書等	各項に該当するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) i	第1項表3	(1) 保有水平耐力計算（ルート3）の場合	各項に該当するもの ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			(2) 限界耐力計算の場合。	各項に該当するもの ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			(3) 許容応力度等計算（ルート2）の場合	各項に該当するもの ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			(4) 許容応力度計算（ルート1）の場合	各項に該当するもの ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		ii	国土交通大臣が定めるもの	国土交通大臣が定める基準に従った構造計算の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)	第1項表4	材料、構造方法等の大臣認定書等の写し	建築主事が提出を求めた場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第二号	別記第3号様式 建築計画概要書（2部）	正本及び閲覧用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第三号	委任状	委任を受けた全員（補助業務含む。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
第四号	建築士法第20条第2項に規定する証明書	構造計算をした場合は原則必要。ただし、建築士法第20条の2の適用がある場合を除く。構造設計者の押印・割印を確認。写しを正本に添付。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
第2項	前項表1に規定が適用されない旨を明示	法第86条の7（既存不適格）に該当する場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
第3項	全体計画認定通知書及び添付図書の写し	法第86条の8第1項の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

第4項 (建築設備含むもの)	第一号	別記第2号様式 申請書(正本及び副本) (計画通知の場合は別記42号様式)		正本に添える図書は設計者の記名押印。申請者の押印を確認。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		イ	第1項第一号イ及びロ			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		ロ	昇降機の概要又は建築設備の概要		昇降機又は建築設備が含まれる場合。別記8号様式の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		ハ	第4項表1		各項に該当するもの ※2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			第4項表2	各項に該当する設備、構造方法等の大臣認定書等の写し		建築主事が提出を求めた場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		第二号	別記第3号様式 建築計画概要書(2部)		正本及び閲覧用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		第三号	委任状		委任を受けた全員(補助業務含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第四号	建築士法第20条第2項に規定する証明書		構造計算をした場合は原則必要。ただし、建築士法第20条の2の適用がある場合を除く。構造設計者の押印・割印を確認。写しを正本に添付。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
第5項 (特例)	第一号	第5項表1	各項(該当する図書は不要)		認定型式の認定書の写しを添付した場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第二号	第5項表2	各項(該当する図書及び明示は不要)		法第6条の4第三号(建築士特例)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第三号	第5項表3	各項(該当する図書及び明示は不要)		認証型式部材等に係る認定書の写しを添付した場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
第6項			第1項の表1表2第4項の表1(他への明示等)	明示すべき事項を他の図書に明示した場合は添付を要しない。	—	—		
第7項			特定行政庁の定める図書	鈴鹿市建築基準法施行細則(以下「細則」という。)	—	—		
	細則 第2条	第1項	(1)	道路と敷地との高さの関係を示す形状断面図	道路面と地盤面とに著しい高低差がある場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			(2)	がけの形状及び土質を示す断面図	高さ2メートルを超えるがけに接する敷地に建築する場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			(3)	工場・危険物調書	工場又は危険物の貯蔵若しくは処理場の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			(4)	基準時調書	法第51条ただし書き後段又は法第86条の7第1項に規定する建築物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			(5)	浄化槽調書(4部)	正本、副本、保健所及び特定行政庁通知用。規則第21条を参照。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		第2項	都市計画図(1/2500)		付近見取図	<input type="checkbox"/>	—	

第8項 (計画変更)	前段	直前の確認に要した図書一式と変更部分の申請書(第一面は別記4号様式, 計画通知の場合は別記42号の2様式)及び添付図書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	後段 (図書の省略)	変更部分の申請書(第一面は別記4号様式, 計画通知の場合は別記42号の2様式)及び添付図書	計画変更を行う場合で直前の確認を受けた建築主事に申請の場合は変更部分のみで可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第9項		全体計画認定の図書と同一である旨の明示	全体計画認定を受けたもので, 申請図書を省略する場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第10項		直前の確認に要した図書及び書類と検査済証の写し	EXP.Jで増築する場合で, 構造計算基準に関する図書を省略する場合。ただし, 次項で一部省略可能な場合あり。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第11項		前項の図書の省略	前項の場合で直前の確認を受けた建築主事に対して計画変更する場合(当該建築主事が当該図書及び書類を有していない場合除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第3条の12		適合判定通知書の写し及び構造計算適合性判定申請書の副本	構造計算適合性判定機関から交付を受けた場合。確認申請書と構造計算適合性判定の申請時期がずれる場合は, 申請者の責任によりそれぞれ最新版の図書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第8条		別記第40号様式 建築工事届(1部)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第8条の2 (国等の機関の長による通知)		第1条の3の規定は法第18条第2項の規定による通知について準用	用途変更の場合も含む。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※1 用途変更をする建築物の場合は除かれます。

※2 法第6条の4第1項第三号(建築士特例)の場合に一部除かれる図書があります。規則1条の3第5項第二号を参照してください。

なお, 法第20条四号イに該当する仕様規定とした場合は構造計算等の図書が省略されますが, 法第20条四号イ以外の検討をした場合や, 既存不適格がある場合などは, 構造計算書等が必要となる場合がありますので, 注意してください。

※3 都市計画法の制限を受ける場合は, 適合を証する書面(規則第1条の3第1項表2(77)~(82)項による。)を添付してください。

法86条の7(既存不適格)の規定が適用される建築物は既存不適格調書等(規則第1条の3第1項表2(63)項による。)の添付が必要です。なお, 既存部分について, 検査済証がない場合は, 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に準じた調査報告が必要となりますのでご注意ください。

また, 「三重県建築基準条例」の確認に要する明示についても必要です。

※このチェックシートは, 利便性向上等のために改訂することがあります。

2015/6/1 鈴鹿市建築指導課